

## 令和2年第3回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 4月10日(金曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時05分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙	21
○町長挨拶	23
○閉会の宣告	23
閉 会 (午前10時34分)	23

令和2年第3回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月6日

千代田町長 高橋純一

1. 期 日 令和2年4月10日
2. 場 所 千代田町議会議場
3. 付議事件
  - (1) 専決処分事項の承認を求めることについて
  - (2) 専決処分事項の承認を求めることについて
  - (3) 専決処分事項の承認を求めることについて
  - (4) 専決処分事項の承認を求めることについて
  - (5) 専決処分事項の承認を求めることについて
  - (6) 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - (7) 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - (8) 千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	1 0 番	高	橋	祐	二	君
1 1 番	小	林	正	明	君	1 2 番	柿	沼	英	己	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 令和2年第3回千代田町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和2年4月10日（金）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例等の一部改正について）  
日程第 4 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部改正について）  
日程第 5 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町国民健康保険税条例の一部改正について）  
日程第 6 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度千代田町一般会計補正予算（第6号））  
日程第 7 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））  
日程第 8 同意第 3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 9 同意第 4号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第10 千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒卷	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君
11番	小林	正明	君	12番	柿沼	英己	君

### ○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	石橋俊昭君
教育長	岡田哲君
総務課長	柿沼孝明君
企画財政課長	宗川正樹君
税務会計課長	高田充之君
住民福祉課長	須永洋子君
健康子ども課長	茂木久史君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	坂部三男君
建設環境課長	栗原弘明君
都市整備課長	荻野俊行君
教育委員会 事務局長	久保田新一君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井稔
書記	小林真緒
書記	大川智之

開 会 (午前 9時05分)

○開会の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回千代田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（柿沼英己君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項5件、人事案件2件、千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙1件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和元年度1月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、先ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

3番 原 口 議員

4番 大 澤 議員

以上2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（柿沼英己君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題と

いたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたものであります。

改正の主な内容ですが、個人町民税では、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長を行いました。固定資産税では、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、現所有者に対し固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定など追加したものであります。

その他、全般的に地方税法の改正に伴い関係する法律の引用条項及び文言の整理、元号の改正も行っております。

詳細については税務会計課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 高田税務会計課長。

○税務会計課長（高田充之君） それでは、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、4月1日施行となることに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただいたものであります。

お手元に承認第1号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明させていただきます。アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。まず第1条関係では、千代田町税条例の改正でございます。最初に、第36条の3の2については、表題の改正及び第3号を削除するとともに、号ずれの改正も行っております。これまで単身児童扶養者においては給与の支払者へ単身児童扶養者に該当する旨の記載をした申告書を提出する必要がありましたが、この改正によりその旨の記載を不要とす

るなど、申告の簡素化を図るものでございます。

次に、第36条の3の3については、先ほどの第36条の3の2の改正と同様の改正内容となりますが、ここでは公的年金等受給者の方を対象とした改正となっております。

2ページをお願いいたします。第48条では、法人の町民税の申告納付を規定しておりますが、今回の法律の改正により発生した項ずれの改正を行っております。

3ページをお願いいたします。第54条では、固定資産税の納税義務者等について規定しておりますが、第2項及び第4項においては、法律の改正に合わせて規定の整備を行ったものでございます。

4ページをお願いいたします。第5項については、新たに追加とする項目となっております。これは、所有者不明土地において固定資産税を課税する上での課題に対応するための改正となっております。一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる規定となっております。なお、この規定を適用し使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しようとする場合には、その旨を当該使用者に通知することも規定しております。

左側改正案の第6項以降につきましては、第5項の追加による項ずれの改正及び法律の改正に伴う規定の整備も行っております。

6ページをお願いいたします。第61条、固定資産税の課税標準及び7ページになりますが、第61条の2の改正でも法律改正に伴う項ずれについて整備しております。

第74条の3、現所有者の申告を新たに追加いたします。この規定でも先ほどの第54条の改正と同様に、所有者不明土地において固定資産税を課税する上での課題に対応するための改正となっております。この改正では、現に所有している者の申告の制度化を規定するもので、町内の土地または家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、現所有者に氏名、住所、その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を設けるものでございます。

第75条、固定資産に係る不申告に関する過料においては、法律改正に合わせ規定の整備を行っております。

8ページをお願いいたします。第96条、たばこ税の課税免除では、新たに第2項を追加いたしますが、この項目ではたばこ税における輸出免税等の適用に当たって必要となる課税免除事由に該当する書類を保存している場合には免除し、第4項において規定している卸売販売業者として町長に提出している場合に限り、免除事由に該当する書類の提出を不要とするなど、手続の簡素化を図るものでございます。その他、第2項の追加による項ずれに伴う措置も行っております。

9ページをお願いいたします。第98条、たばこ税の申告納付の手続でも条例の条ずれによる改正となっております。

第131条、特別土地保有税の納税義務者等の改正でも、第6項において、法律改正に合わせ規定の



整備を行っております。

10ページをお願いいたします。ここからは附則の改正となりますが、附則第6条及び附則第7条の3の2の改正では、元号を平成から令和に置き換える改元への対応となっております。

附則第8条では、肉用牛の売却に係る事業所得に係る町民税の課税の特例を規定しておりますが、本特例の適用期限を3年延長するとともに、改元の対応も行っております。

11ページをお願いいたします。次に、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正ですが、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例についての改正となりますが、わがまち特例につきましては、法律の定める範囲内で地方自治体が特例措置の具体的内容を条例で定めることができる仕組みでございます。11ページから12ページにわたっての改正となりますが、今回の法律の改正によって生じた項ずれの改正と併せ、項順の並び替えも行ったものでございまして、右側現行を左側改正案のとおり整備したものでございます。

なお、12ページになりますが、右側現行の第16項では、国より認定を受けた事業者が取得した公園等公共施設について特例を設けておりましたが、適用期間の終了により削除しております。

13ページをお願いいたします。附則第10条の4から19ページの附則第23条にわたりまして改正を行っておりますが、ここでは元号を平成から令和に置き換える改元への対応となっております。

20ページをお願いいたします。ここからは第2条関係の改正でございます。ここでは令和元年6月7日に行った千代田町税条例等の一部を改正する条例の改正を行うものでございます。右側現行の第24条第1項第2号中の規定を削除するものでございますが、ここでは個人の町民税の非課税の範囲を規定しており、今回の法改正により、非課税措置については寡婦等を対象から除き、ひとり親を対象とする改正が行われたことから、左側改正案のとおり、寡婦等の表記を削除するものでございます。

21ページをお願いいたします。先ほどの第24条第1項第2号中の規定を削除したことに伴う規定の整備を行うもので、附則第1条第3号を削除するとともに、同条第4号についても改正を行っております。

22ページをお願いいたします。ここでは平成27年12月4日に行った千代田町税条例等の一部を改正する条例の改正を行うものでございます。ここでの改正では、第5条で千代田町たばこ税に関する経過措置を規定しておりますが、第2項、第13項、23ページになりますが、第14項において元号を平成から令和に置き換える改元への対応となっております。

25ページをお願いいたします。ここからは第5条関係の改正となります。ここでは平成29年3月31日に行った千代田町税条例等の一部を改正する条例の改正を行うものでございます。この改正でも元号を平成から令和に置き換える改元への対応となります。

27ページをお願いいたします。ここからは第6条関係の改正となります。ここでは平成29年12月8日に行った千代田町税条例等の一部を改正する条例の改正を行うものでございます。この改正でも附則第2条、町民税に関する経過措置中の元号を平成から令和に置き換える改元への対応となってお

ります。

28ページをお願いいたします。ここからは第7条関係の改正となります。ここでは平成30年9月5日に行った千代田町税条例等の一部を改正する条例の改正を行うものでございます。ここでの改正でも附則第1条、施行期日から、31ページになりますが、第11条、手持品課税に係る町たばこ税までの改正についても元号を平成から令和に置き換える改元への対応となっております。

お手数ですが、改正条文に戻っていただきまして、最後のページから2枚戻っていただきまして、附則をお願いいたします。第1条では施行期日について、第2条では町民税に関する経過措置について、第3条では固定資産税に関する経過措置について規定しております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

念のため申し上げます。質疑は千代田町議会会議規則第55条により、同一議題について3回を超えることができないこととありますので、よろしくをお願いいたします。

質疑はありませんか。

大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 先ほど高田課長に土地の件でご説明があったのですが、所有者が手を尽くして分からない場合は使用者のものになって課税するというお話だったのですが、昔と違って今住基ネットが発達して、その所有者が存命か亡くなっているかというのもある程度分かると思うのです。あるいは分からないということと言うと、多分転居なされていて、その先で住所を探してもそこにもまたいないというようなことは考えられるのですが、あらゆる手を尽くしてというのはどういうことを想定しているのか。

それと、あと土地の所有権が移ることなのなのですが、これというのはやっぱり慎重に、課税して税金を頂くという面ではいい法律だと思うのですが、さもすると勝手にというか、知らない間に土地の所有権が変わっていたということもなるので、これを慎重に手を尽くしていろいろ督促みたいなものでやって、連絡なければあなたのものではなくなりますよみたいなことをするのだと思うのですが、その辺ちょっと詳しく教えていただきたいなと思います。

○議長（柿沼英己君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時26分）

---

再 開 （午前 9時28分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じ再開いたします。

高田税務会計課長。

○税務会計課長（高田充之君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

あらゆる手を尽くしてということなのですからけれども、例えば登記の状況がどうなっているのかとか、あとは住民登録等公的な機関による調査を行って、それでもなおということで考えております。

あと所有権に関してなのですからけれども、所有権自体が変わることはなくて、課税だけをさせていただくような形になりますので、所有権はそのままということになるかと思えます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） では、所有権の件は承知しました。

そのあらゆる手段が例えば期間的にどのくらい探して見つからないというのを想定しているのか。例えば、半年だとか1年だとかと探しても、探す努力をしても見つからなかったと、どういうことで判断するのかというのをちょっと詳しく、よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 高田税務会計課長。

○税務会計課長（高田充之君） ご質問にお答えします。

特に期間というのは設けられておりませんでして、あらゆる手を尽くして、いろんな方法で調査をして、時にはすぐに分かるかもしれませんが、時間がかかってしまう場合もあるとは思っておりますけれども、期間に関しては設けられておりません。

以上です。

○議長（柿沼英己君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

---

#### ○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町都市計画税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容であります。地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理と併せ元号の改正も行ったものであります。

なお、この条例の施行期日は令和2年4月1日とし、経過措置では、この条例によります改正後の規定は令和2年度分から適用し、令和元年度分までについては、なお従前の例によるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

---

### ○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の改正に伴い地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、千代田町国民健康保険税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容であります。国民健康保険税の課税限度額について上げを行いますが、基礎課税額では現行の「61万円」から「63万円」に、介護納付金課税額では現行の「16万円」から「17万円」に改正させていただきますが、後期高齢者支援金等課税額については据置きとするものであります。また、低所得者に対する保険税の軽減対象世帯のうち5割及び2割軽減措置の対象となる世帯の拡充を図り、被保険者の負担に配慮した改正であります。

詳細については税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 高田税務会計課長。

○税務会計課長（高田充之君） それでは、承認第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日に施行となることに伴い、千代田町国民健康保険税条例につきまして所要の改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

お手元に承認第3号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明させていただきます。アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。最初に、第2条、納税義務者に対する課税額につきましては、第2条第2項において基礎課税額を規定しておりますが、課税限度額を現行の「61万円」から2万円引き上げ「63万円」とするものでございます。また、第4項の介護納付金課税額につきましても、現行の「16万円」から1万円引き上げ「17万円」に改定させていただきます。

なお、第3項後期高齢者支援金等課税額につきましては、変更がございません。

下段の第21条、国民健康保険税の減額につきましては、先ほどの第2条の改正に伴い、基礎課税額

及び介護納付金課税額の課税限度額について、次のページの上段にわたりまして改正を行っております。

2 ページの第1項第2号になりますが、5割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定につきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「28万円」から5,000円引き上げまして「28万5,000円」といたします。また、第1項第3号では、2割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「51万円」から1万円引き上げ「52万円」とするもので、軽減対象者の幅を広くし、中間所得層の被保険者の負担に配慮するとともに、景気動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直したものでございます。

3 ページになりますが、附則第4項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例では、租税特別措置法の改正に合わせ規定の整備を行ったものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、改正条文に戻っていただきまして、下段に記載がございます附則のとおり、今回の改正の施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。なお、改正後の千代田町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

---

#### ○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第6、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、補正予算を編成する必要が生じましたが、年度末のため議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度千代田町一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,656万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,391万円とするものであります。

主なものでは、繰越明許費を追加するほか、歳入においてふるさと応援寄附金の納入実績及び地方交付税を初めとする国、県に係る各種交付金が年度末において確定いたしましたので、これを補正するものであります。

歳出においては、ふるさと応援寄附金に対する返礼品及び新型コロナウイルス関連の消耗品などの予算を追加するとともに、余剰金については基金に積立てを行い、今後における財政運営の健全化を図るものであります。

詳細については企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、承認第4号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。まず第1条でございます。歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

次に、第2条、繰越明許費につきましては、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費をご覧いただきたいと思います。

ここで資料の訂正をお願いいたします。中ほどの7款商工費、その右側の7項商工費とありますけれども、この項の列の7とありますけれども、この「7」を「1」に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、表の説明を申し上げます。第3款民生費1件、第4款衛生費1件、第7款商工費1件、第8款土木費で3件でございます。合計で6件の事業につきましては、年度内の完了が見込めないことから、令和2年度へ繰越明許費を設定するものでございます。

それでは、補正の内容につきまして事項別明細書によりご説明いたします。9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入から申し上げます。これからご説明いたします補正予算

の全般的な内容でございますが、先ほど町長の提案理由にもございましたが、3月末において国、県から交付される各種交付金や補助金について、交付される額が確定いたしましたことから、繰越明許費の設定と併せて補正を行ったものでございます。

まず、2款1項1目地方揮発油譲与税では、22万8,000円を減額いたします。2項1目自動車重量譲与税には442万6,000円を追加いたしますが、3項1目森林環境譲与税では9,000円の減額となっております。

3款1項1目利子割交付金では8万7,000円を、次のページになりますが、11、12ページをお願いいたします。4款1項1目配当割交付金でも134万2,000円をそれぞれ追加いたしますが、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金では80万8,000円の減額となっております。また、6款1項1目地方消費税交付金では1,544万8,000円を、7款1項1目自動車取得税交付金につきましても148万2,000円をそれぞれ追加いたします。

次のページ、13、14ページをお願いいたします。8款1項1目環境性能割交付金では221万5,000円を、9款1項1目地方特例交付金でも100万円をそれぞれ減額いたします。2項1目子ども・子育て支援臨時交付金では、昨年10月より実施された幼児教育の無償化に係る財源として交付されるものですが、2,071万円を追加いたします。10款1項1目地方交付税にも1,338万4,000円を追加いたします。これは特別交付税の追加でございます。

15、16ページをお願いいたします。11款1項1目交通安全対策特別交付金では15万6,000円を減額いたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、コロナウイルスの対策に要する経費に充てるため交付されるものですが、2節子ども・子育て支援交付金国庫補助金では、学童保育関連等の対策に充てるため、3節保育対策総合支援事業費補助金では、こども園関連の対策に充てるため交付されるもので、記載の金額を追加させていただきました。17款1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金では、納付実績を基に2,400万円を追加いたしました。

17ページ、18ページをお願いいたします。次に、歳出につきましてご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の基金積立金には、今回の補正により生じた余剰金について積立てを行いますが、財政調整基金積立金では2,000万円を追加いたします。これは、後年度の財源として積み立てるものでございます。また、減債基金積立金にも後年度の起債の償還財源に充てるため4,300万円を追加いたします。なお、森林環境譲与税基金積立金では、森林の伐採や林業の担い手確保、木材の利活用の推進のため交付されるものでございますが、交付額が確定したことにより9,000円を減額いたします。11項まち・ひと・しごと創生事業費には、先ほど歳入の項目でもご説明いたしましたが、ふるさと応援寄附金の納付額の増加が見込めることから、謝礼としての返礼品及び郵送料について記載の金額を追加させていただきました。

3款民生費では、主にコロナウイルス感染症対策に関する補正となっております。まず、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、学童保育所への対策としまして、マスクを購入するため消耗品費



を85万円追加いたします。また、消毒液スプレー及び空気清浄機の購入費用に充てるため、委託先である社会福祉協議会への委託料15万円を追加いたします。4目児童福祉施設費には、こども園への対策といたしまして、消毒液及び噴霧器を購入するため、東西こども園にそれぞれ100万円を追加いたします。なお、この財源につきましては、全て国より補助金が交付されております。

次の19、20ページをお願いいたします。子どものための教育・保育実施事業には、施設給付型給付費として130万円を追加いたしますが、これは町外の教育、保育施設の幼稚園的利用者が見込みより多かったことなどから追加をさせていただきました。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費の妊娠・出産包括支援事業でも消耗品費として10万1,000円を追加いたします。こちらにつきましても、コロナウイルス対策のための消毒液を購入するもので、保健センターの業務において感染予防のため活用するもので、こちらの財源についても国から補助金が交付されております。

14款1項1目予備費に67万1,000円を追加し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） 消毒液について国からというお話なのですけれども、今消毒液手に入りにくかったり、どんどん値段が上がったりしているような状況だと思うのですけれども、国のほうの想定として何か月分とか、あるいは足りなくなったら追加するとか、そういったようなお話というのはあるのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 森議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回消毒液という形で購入のほうを進めさせていただいているところでございますけれども、こちらについてはミスト形式とあって、空気のほうに消毒液を噴霧しながら部屋ですか、そういったものを除菌するような対応を取っています。それで、国のほうがお示ししたのがコロナウイルス対策という形で、各自治体に対策については補助基準が示されておまして、その範囲内で各自治体の判断で予算措置をして対応するという形になっております。

千代田町については、いろいろ庁内でも検討したのですけれども、その中で購入、入手可能なマスクだったり、あるいは消毒液、それに伴う噴霧器、そういったものを予算化して対応させていただいたところなんです。国のほうからどれくらいというような、そういった期間や数量等は特にお示しはしてございませんけれども、当面半年程度は液体は十分今回確保できましたので、今回のその消毒液という部分ではある半年ぐらいは十分対応できるのかと考えております。

なお、一般的なアルコール等の手指消毒あるいはマスク等については、国内はもとより世界的にも需要が非常に大きいものですから、なかなか手に入らない状況ではございます。そちらについては必要に応じて関係機関等に確認しながら入手のほうを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） ほかにありますか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 繰越明許の都市計画道路についてお尋ねします。

認識が間違っていたらちょっとご指摘していただきたいのですが、多分9月だったかに補正を通したと思うのですが、今の赤岩と舞木の接続工事をしていますけれども、当初3月いっぱい間に合わせるというわけだったですね。事あるごとに大丈夫か、大丈夫かと私も質問してきたと思うのですが、最初は間に合わせますが、だんだんトーンが下がってきて努力しますみたいなことになってきて、当然予算が通ってからしばらく工事が始まるまで時間がかかっています、本当に年度末というか、やっそこ始まったという感じで、今でもやっそこ赤岩のほうは舗装が終わった感じですか、舞木のほうまだつながっていませんけれども、どうしてそんな補正を通してから工事が始まるまで時間がかかったのか、悪い言葉では野放しになったわけなのですか、とどのつまりが3月終わらなくて、まだ工事やっている状況なのですか、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

当初都市計画道路でございますが、皆様にお示しのとおり、3月完成を目標に工事を行ってまいりました。しかしながら、実際の赤岩工区まず遅延の理由でございますが、その部分については、工事途中において東部地域水道企業団により上水道の布設工事を行うことになりましたので、本体工期が約2か月間その時点で遅れることになってしまいました。また、舞木工区、赤岩のコンビニストアのところでございますが、こちらについては既存道路に電柱がございまして、当然3月工期に間に合うように電柱移転の申請をしていたわけでございますが、昨年10月に突然台風19号ということで甚大な被害を各地も受けましたが、その台風19号の影響で電柱移設の業者のほう为国からの方針により被害を受けた自治体のほうの移設ですか、災害復旧を優先するようということで、その部分について遅延が生じたものでございます。

以上が遅延になった主な理由でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） いろいろやんどころなき事情があったところなのですが、現在のところではいつの完成を目指しているのか、お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） 今後の予定でございますが、今のスケジュールですと、令和2年7月末の完成を目指しております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 先ほどもちょっと言い忘れていた、前々から信号の移設関係は、公安委員会等と協議をしているか、終わったか分かりませんが、何とかなるようなめどがついたのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） 交差点での公安協議でございますが、まずは赤岩工区でございますが、赤岩工区につきましては、次の延伸事業の部分、そちらのほうの用地が確定しないと交差点の形が見えてきませんので、その用地の進捗状況によりまして今後協議を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されました。

---

#### ○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第7、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険特別会計において、保険給付費等交付金、普通交付金の年度末会計処理について早急に補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、前年度の保険給付費が確定したことに伴い余剰金の精算を行う必要が生じましたが、前年度分の余剰金であることから、雑入として受け入れることといたしたく、予算科目の組替えを行うものであります。

歳入では、県支出金の保険給付費等交付金を減額し、諸収入の雑入を追加するとともに、歳出でも保険給付費を減額し、諸支出金の償還金を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されました。

---

### ○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第8、同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本日4月10日をもちまして任期満了となります白石正躬氏を引き続き監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

白石氏におかれましては、昭和37年に埼玉県職員として奉職され、埼玉県内の県税務事務所長や県税務課長を歴任し、更に税務事務の総括である税務官として活躍された税務事務のエキスパートであります。また、会計事務についても専門知識を有する方であり、平成20年4月より本町の代表監査委員としてご尽力を頂いております。12年間の委員実績に加え、優れた識見を有しておりますので、引き続き監査委員に選任いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

#### ○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第9、同意第4号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、本件の審議が終了するまで川田議員の退場を求めます。

[9番（川田延明君）退場]

○議長（柿沼英己君） 書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第4号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、3月30日をもって議会選出の監査委員が任期満了となり、現在空席となっておりますことから、議会選出の新委員として川田延明議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

川田議員におかれましては、議員在任3期目であり、福祉産業常任委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、文教民生常任委員会委員長を務められました。また、平成30年4月から2年間、千代田町議会副議長としてご活躍をされました。この経歴が示しますように、豊富な識見と経験は議会を代表する監査委員として最適任者でありますので、選任いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第4号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

退場中の川田議員に対し、入場されるよう書記に連絡いたさせます。

[9番（川田延明君）入場]

○議長（柿沼英己君） 川田議員に申し上げます。

ただいまの千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしましたので、告知いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### ○千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（柿沼英己君） 日程第10、千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時16分)

---

再 開 (午前10時28分)

○議長(柿沼英己君) 休憩を閉じて再開いたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(柿沼英己君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

なお、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(柿沼英己君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

千代田町選挙管理委員に遠藤譲氏、阿部松夫氏、松沢久雄氏、大谷幹夫氏の以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を千代田町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(柿沼英己君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました遠藤譲氏、阿部松夫氏、松沢久雄氏、大谷幹夫氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、田代正夫氏、福田理己氏、加藤和男氏、野村啓男氏の以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を千代田町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(柿沼英己君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました田代正夫氏、福田理己氏、加藤和男氏、野村啓男氏の以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序はただいま議長が指名した順序にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

以上で今臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

---

#### ○町長挨拶

○議長（柿沼英己君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 令和2年第3回議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび臨時会では専決処分事項の承認あるいは監査委員の選任に関する同意につきまして慎重なご審議を頂き、誠にありがとうございました。

さて、現在新型コロナウイルスが全国的に猛威を振るい、一部の都市において感染が爆発的に拡大しております。東京など7都府県に4月7日、緊急事態宣言が発令されました。我々自治体としても住民の不安を解消するために十分な対策が求められます。町といたしましても、4月1日に各行政区長さんを通じて1世帯につき7枚のマスク配布をお願いいたしました。また、福祉施設へマスクの配布、歯科医をはじめ町内の医院へのマスクの配布、飲食店の次亜塩素酸の配布等々は終了済みであります。更に、妊娠をされている方には昨日マスクの配布を終了しております。健康子ども課より保健師さんへ配布を指示して、昨日付で配布が終了しております。なお、町内の薬局、整骨院へもマスクの配布を行いました。引き続き町として対応できることを模索しながら、国や県から出される確かな情報を基に万全な態勢を取ってまいります。

今年度は町総合計画の策定を行う重要な年となっておりますので、千代田町の8年後の未来を思い描きながら町政の運営に取り組んでまいります。

議員各位には十分健康に留意され、町政の運営に一層ご尽力を賜りますようお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○議長（柿沼英己君） 長時間にわたりご審議、ご協議を賜りありがとうございました。

以上をもちまして令和2年第3回千代田町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前10時34分）





上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和2年 月 日

千代田町議会議長 柿 沼 英 己

①署名議員 原 口 剛

②署名議員 大 澤 成 樹